いわゆる「闇バイト」は単なるバイトなどではなく犯罪であり、これに関わることが取り返しのつかない結果を招くことになります。このことについて、教育委員会や大学等への周知を依頼するものです。

事　務　連　絡
令和６年１２月１３日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課
各国公私立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局学生支援課

青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について（依頼）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨今、青少年が目先の利益を手に入れるため、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっており、これまでに逮捕された者や警察に保護を求めてきた者のうち、10代から20代の若年層が一定数を占めています。

現在、報道等においては、「闇バイト」という用語が使用されていますが、これは単なるアルバイトなどではなく犯罪であり、その実態は、指示役が青少年を使い捨ての実行役として利用するものであり、これに関わることが取り返しのつかない結果を招くことを青少年に伝え続けていくことが重要と考えています。

このことについて、別添のとおり警察庁より、教育委員会や大学等に対して、広報啓発チラシの冬休み前の周知依頼がありました。特に長期休暇期間や各学年の開始時期は、様々なトラブルを抱えやすい時期になりますので、下記の事項を踏まえ、本チラシを積極的に活用した注意喚起をお願いします。また、【参考】に記載した警察庁ウェブサイトについても、あわせて御活用いただきますようお願いします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては所轄の学

校に対して、各国公私立大学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いします。なお、学校に対する周知の方法については、学校における働き方改革の観点から、他の案件とまとめて周知するなど、御担当において各学校の状況等を踏まえて御判断いただくようお願い申し上げます。

記

１．初等中等教育段階における周知について

特に中学３年生や高校３年生については、進学を機に生活が変わりアルバイトを始める生徒や、卒業後に就職する生徒がいることから、例えば、１人１台端末を活用し、【参考】に記載した広報啓発チラシの URL を配信する等、重点的な周知をお願いします。

また、児童生徒の非行防止に関しましては、各種通知や生徒指導の基本書となる生徒指導提要において

・児童生徒本人からの前兆行動を把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや警察を含む関係機関等と連携し、アセスメントを行うこと

・警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等について児童生徒に情報発信する「非行防止教育」等を実施することが有効であること

等を示しており、「闇バイト」等の犯罪行為への加担防止も含め、児童生徒の非行防止に係る取組をお願いしているところですが、特に、非行防止教室を行う際には、本広報啓発チラシとともに、【参考】に記載した警察庁作成の事例集も活用しつつ、所轄の警察署とも連携して、積極的に「闇バイト」の問題についても取り扱うようよろしくお願いいたします。

２．高等教育段階における周知について

学生がいわゆる「闇バイト」等により、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことがないよう、学生一人一人に行きわたるような手段（メール・SNS・LMS 等の活用、授業・ガイダンスにおける周知等）により、効果的な注意喚起や相談窓口の周知をお願いいたします。

【参考】

○　広報啓発チラシ　それ、「バイト」ではなく、「犯罪」です！！

https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/R0612syonen.pdf

○　警察庁ウェブサイト

本広報啓発チラシのほか、いわゆる「闇バイト」に関する注意喚起資料を掲載しています。

https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html

○　事例集　犯罪実行者募集の実態　～少年を『使い捨て』にする『闇バイト』の現実～

https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf

○　生徒指導提要（改訂版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係
TEL：03-5253-4111（内 3268）

別添

令和６年12月13日

文部科学省総合教育政策局
　男女共同参画共生社会学習・安全課
　生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局
　児童生徒課
文部科学省高等教育局
　学生支援課　　御中

警察庁生活安全局
人身安全・少年課

青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について（依頼）

平素より、警察行政各般にわたり御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨今、青少年が目先の利益を手に入れるため、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっており、これまでに逮捕された者や警察に保護を求めてきた者のうち、10代から20代の若年層が一定数を占めています。

現在、報道等においては、「闇バイト」という用語が使用されていますが、これは単なるアルバイトなどではなく犯罪であり、その実態は、指示役が青少年を使い捨ての実行役として利用するものであり、これに関わることが取り返しのつかない結果を招くことを青少年に伝え続けていくことが重要と考えています。

このため、当庁では、インターネットを利用したアルバイト募集をかたる犯罪実行者募集情報の危険性や、犯罪実行者募集情報の特徴、犯罪に加担しないための注意点を青少年やその保護者等に周知するため、添付の広報啓発チラシを作成いたしました。本チラシは、特にアルバイトが身近なものになる高校進学前から大学生まで幅広い年齢層の青少年を対象として考えております。

つきましては、貴省における青少年の非行防止教育の企画・立案に御活用いただくとともに、都道府県教育委員会や大学等に周知いただき、１人１台端末の活用や学生向け各種ガイダンスでの啓発等、教育現場で御活用いただきますようお願い申し上げます。

また、当庁ウェブサイトにも、いわゆる「闇バイト」に関する注意喚起資料を掲載していますので、あわせて御活用いただきますようお願い申し上げます。
（https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html）

【特にお願いしたい事項】

- 冬休み前の周知をお願いします。
- 特に中学３年生や高校３年生については、卒業後に就職する方がいることや、進学を機に生活が変わりアルバイトを始める方がいると思われることから、１人１台端末の活用を含めた重点的な周知をお願いします。（ただし、これらの学年に限定するものではありません。）

○　別添資料

それ、「バイト」ではなく、「犯罪」です！！

【本件担当】
人身安全・少年課　　課長補佐　野口
03-3581-0141(内線3131)

警察庁
文部科学省
こども家庭庁

10代のみなさんへ

それ、「バイト」ではなく「犯罪」です!!

SNSで「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「テレグラム」などのアプリで連絡し、強盗などの凶悪な犯罪をさせる行為が横行しています。

大金がもらえるとウソをつかれ身分証などの個人情報を送ると、脅されるなど巧妙な方法で、凶悪な犯罪に加わることを断れない状況にされます。

少年であっても、このような犯罪に加われば、必ず捕まります!!
厳しく処罰されます!!
「怪しい」「まずい」と思ったら、すぐに周りの信頼できる大人や警察に相談してください。

CASE 1 楽に稼げると思い、個人情報を渡してしまった…

CASE 2 お金に困っていたし、危険じゃなさそうだったから…

CASE 3 仲間や先輩に誘われて、つい断りきれず…

犯行を指示している人に住所や名前を知られていても、

警察はあなたやあなたの家族を絶対に守ります!!

犯罪に加わる前に、**勇気を持って周りの信頼できる大人や、近くの警察に相談してください。**

一人で悩まないで！ まず相談！

「これは犯罪なの？」と悩んでいたら

警察相談専用電話

#9110

犯罪等で困っていたら

各都道府県警察本部

少年相談窓口